

平成31年(ワ)第7175号、第10285号、令和元年(ワ)第20045号、第34529号 損害賠償請求事件


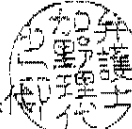



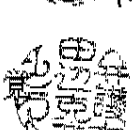
原告 【閲覧制限】

被告 学校法人東京医科大学

## 第6 準備書面

令和2年5月8日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

|            |       |   |
|------------|-------|---|
| 被告訴訟代理人弁護士 | 田辺 克彦 |   |
| 同          | 加野 理代 |  |
| 同          | 鈴木 真子 |  |
| 同          | 田中 瑛生 |  |
| 同          | 桑原 博道 |  |
| 同          | 蒔田 真希 |  |

御庁頭書事件について、原告第3準備書面に対する反論を、必要な範囲にて次のとおり述べる。

1 本学が本件得点調整を組織的に実施したという事実はないこと

(1) 原告らの主張が第三者委員会報告書における指摘事項に反すること

原告らは、本件入試の「一連の手続きが、全体として違法な1個の不法行為」であるとの主張に関連して、原告ら第3準備書面第2. 2及び同3において、本学が本件得点調整を組織的に実施した旨、縷々主張する。

しかしながら、本学が本件得点調整を組織的に実施した事実はなく、被告第3準備書面第1. 2(2)(2～3頁)において述べたとおり、第三者委員会報告書においても本学が組織的に実施したとの指摘はない。

原告らは、原告ら第3準備書面第2. 3(2)(5頁)において、「歴代の学長が…属性調整を各委員会に秘密裡にしていたということはおよそありえない」と主張するが、第三者委員会報告書は、「その他の入試委員が属性調整が行われていたと認識していたものとは認定し難い」と明確に指摘しているのであって(第三者委員会第三次調査報告書第4. 1

(4)・5頁。甲4)、原告らの主張は、第三者委員会報告書における指摘事項に反するものである。

(2) 入試委員会について

さらに、原告らは、「入試委員会において入試結果を丹念に検討することで、女子よりも男子が優先しているとは一見してはわからないよう、巧妙に係数を調整し」(原告ら第3準備書面第2. 3(2)ア(キ)・7頁)とした上で、「入試委員会が「属性調整」を含む入学者選抜体制の構築・導入及び実施に大学の組織として関与してきたことは明らか」(同(ケ)・7頁)と主張する。

しかしながら、第三者委員会報告書においても、入試委員会が、属性調整の具体的方法について審議を行ったとの指摘はなく（そもそも、上記（1）のとおり、その認識すら「認定し難い」と指摘している）、入試委員会が「巧妙に係数を調整」した等といった原告らの主張は、明白な誤りである。

### （3）教育委員会及び教授会について

また、教育委員会及び教授会について、第三者委員会報告書は、その構成員が本件得点調整を認識していたとの指摘はなく、原告らの主張をみても、特に、このような認識があったと主張するものではない。

このため、原告らの「歴代の学長が…属性調整を各委員会に秘密裡にしていたということはおよそありえない」との主張（原告ら第3準備書面第2.3（2）（5頁））は、何らの根拠を伴わない憶測に過ぎない。

### （4）まとめ

以上からすれば、本学が本件得点調整を組織的に実施した旨の原告らの主張は、第三者委員会報告書における指摘事項に反する憶測に過ぎないことが明白である。

## 2 原告ら第3準備書面第3に対する被告の反論

### （1）「被告への入試対策の努力や費用は、無駄になった」等の事実はない

原告ら第3準備書面第3における原告らの主張は、おそらくは「受験慰謝料」に関するものとして、「他大学を志望し、貴重な時間と努力、そして経済的負担を被告ではない他の大学の受験勉強のために使い得たのに、その機会を失った」（同1（4）カ・14頁）、「被告への入試対策の努力や費用は、無駄になった」（同2・14頁）等と主張する。

しかしながら、本学の受験科目は他の私立医科大学（私立大学医学部）と同様であり、本学受験に向けて他大学と異なる特別な準備が必要とされ

るものではない。

また、医学部入試では複数校受験（併願受験）が一般的であるところ、私立医科大学（私立大学医学部）への進学を希望する受験生は、他の私立医科大学（私立大学医学部）を含めた「医学部受験に向けた準備」をするために同様の入試対策を行うのであって、医学部を志願する以上、その準備が無駄になるものではなく、慰謝料の発生根拠になることはない。

## （２）原告らが指摘する判例について

### ア 最高裁平成21年12月10日判決について

原告らは、原告ら第3準備書面第3.4（15～16頁）において、最高裁平成21年12月10日判決の解説（別冊判例タイムズ32号142頁。甲31として提出予定とのこと）が指摘する「学校選択の自由が侵害される典型的な場面」に本件が該当すると主張する。

しかしながら、同解説の「学校選択の自由が侵害される典型場面、すなわち入学募集段階で虚偽の説明がなされたというような事案」との記載における「虚偽の説明」は、入学後の教育内容に関するものである

（同解説が当該箇所にて引用する裁判例はいずれも入学後の教育内容に関するものである。）。同解説を指摘して、本件が「学校選択の自由が侵害される典型的な場面」に該当するとの原告らの主張は、端的に誤りである。

### イ 大阪地裁平成16年10月14日判決について

被告第3準備書面第2.2（3）（8～9頁）において述べたとおり、大阪地裁平成16年10月14日判決は、スポーツ推薦入試において合格を確約するような積極的な勧誘を行った事案であり、本件とは全く事案を異にする。

### 3 不合格慰謝料に関する被告の反論

原告22、原告33、原告36、原告37及び原告38について、不合格慰謝料を請求するところ、これらの原告について、他学学費との差額等につき訴えの変更（請求の拡張）を予定しているとのことであるので、不合格慰謝料については、かかる訴えの変更を受けて、改めて被告の反論を行う。

以上